

第三次みやざきNN推進プラン (宮崎県農業農村整備事業推進総合計画)



令和4年3月

宮崎県農政水産部 農村計画課
農村整備課

目 次

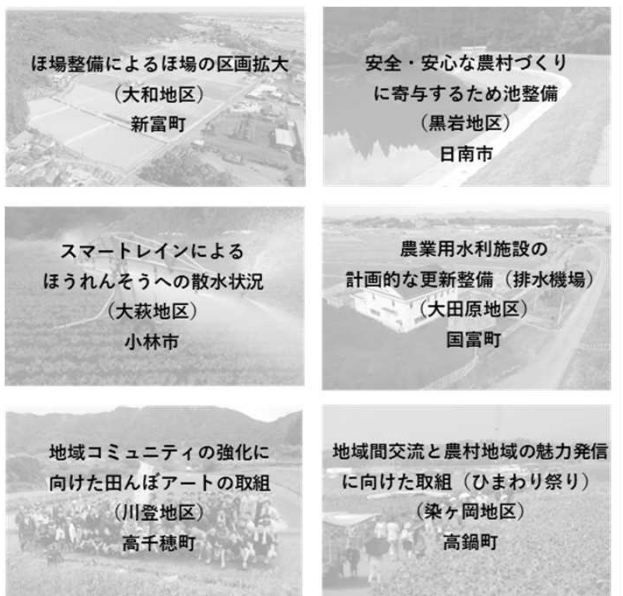
計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	第八次宮崎県農業・農村振興長期計画との位置付け	2

重点施策の展開方向

1	重点施策①	
	スマート農業に対応した水田や畑のほ場整備の加速化	4
2	重点施策②	
	計画的な営農に対応した畑地かんがい施設整備等の推進	8
3	重点施策③	
	農村を維持させるための集落機能強化	10
4	重点施策④	
	災害に備えた農業用施設等の防災減災対策 農業水利施設等の計画的な更新整備と維持管理体制の強化	12

表紙写真



1 計画策定の趣旨

本県の農業は、温暖多照な気候、平地から山間地に至る変化に富んだ地形や標高差など優れた地域の資源を生かし、早期水稻や施設園芸、畜産などを中心とした農業を展開しており、令和2年の農業産出額は、3,348億円で全国第6位の地位を確立しています。

一方、少子高齢化・人口減少による農業従事者の減少や農村集落機能の低下などの構造的課題に加え、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定、RCEP協定など国際競争の激化、大規模自然災害の頻発化・激甚化、更には新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新たな生活様式への対応など、農業・農村を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらを踏まえ、本県では、今後10年間における施策を体系的に示した第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（計画期間R3～R12。以下、「第八次長計」という。）の前期計画（R3～R7）をスタートさせたところです。

また、国においては、持続可能な食料システムの構築に向けた「みどりの食料システム戦略」の策定や、「流域治水」への農業・農村の有する多面的機能の活用が推進されるなど、今後の農業農村整備の役割は、農業生産基盤の確立のみにとどまらず、より広い視点での取組が求められています。

宮崎県農業農村整備事業推進総合計画（以下、「第三次みやざきNN推進プラン」という。）は、これら社会情勢の潮流を踏まえながら、本県農政推進の基本指針となる「第八次長計」（前期計画）に掲げる各種目標の実現に向けて、限られた予算の中で最大限の効果を発揮することを目的に、農業農村整備に携わる者が重点的に取り組むべき施策を明確にし、より具体的な取組方策を示すものです。

2 計画の期間

第三次みやざきNN推進プランは、第八次長計（前期計画）の計画期間と合わせ、令和7年度を終期とします。

NN：水と土を相手に、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するため、水田で必要な農業用水を確保するためのダム、堰の建設や用排水路の整備、営農条件を改善するための水田、畑の整備、農産物などを運搬するための農業用道路の整備、農村の環境整備などを行っている農業農村整備事業の略称である。

第三次「みやざきNN推進プラン」

(第八次宮崎県農業・農村振興長期計画上の位置付け)

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画(R3～R12)の目標である「**持続可能な魅力あるみやざき農業**」の実現に向け、これまで培ってきた農業経営資源に新たな技術や様々な情報等を積極的に取り込んだ「**賢く稼げる農業**」を意味する「**スマート化**」と、気象災害をはじめとする「あらゆる危機事象に負けない農業」を意味する「**新防災**」を2つの柱と位置付け、各種施策を総合的に展開しています。

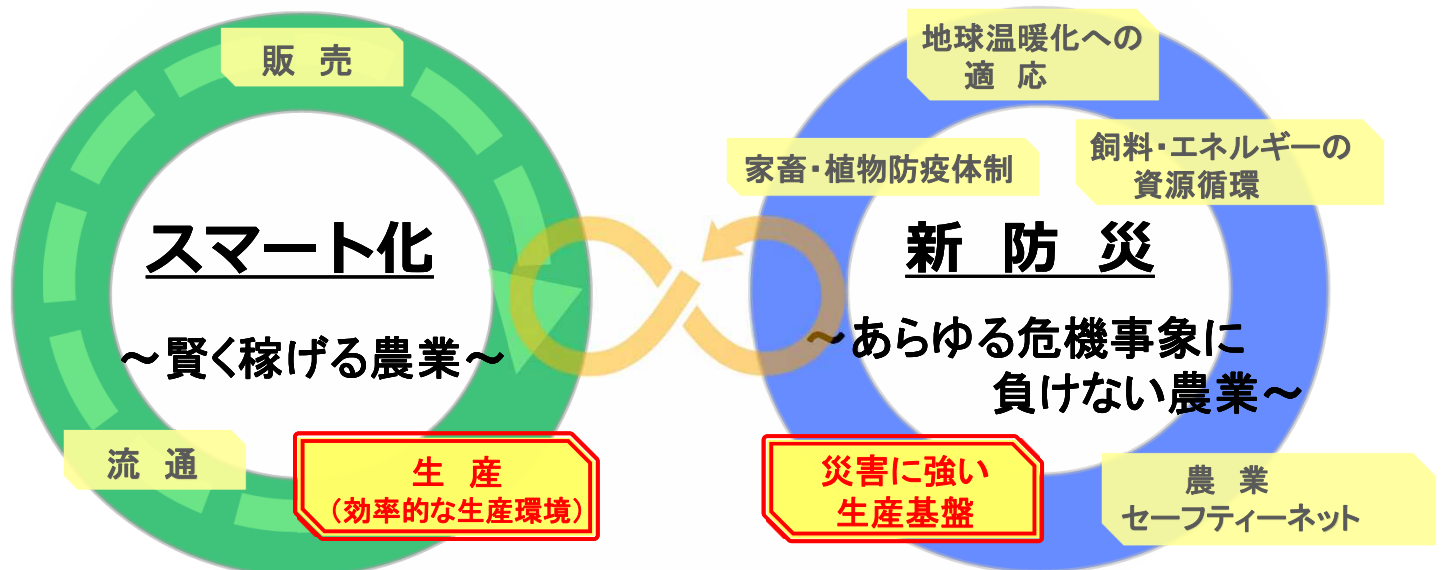
農業農村整備分野においては、「**スマート化**」への対応として、スマート農業の実装を可能とする農地の集積・集約化に対応したほ場整備や、高収益作物への転換を可能とする畑地かんがい施設整備などの基盤整備の推進、「**新防災**」への対応として、農業用ため池の豪雨・耐震化対策や、農業水利施設の更新・長寿命化の推進に計画的に取り組んでいます。

重点施策

- ①スマート農業に対応した水田や畑のほ場整備の加速化
- ②計画的な営農に対応した畑地かんがい施設整備等の推進
- ③農村を維持させるための集落機能強化
- ④災害に備えた農業用施設等の防災減災対策と
農業水利施設等の計画的な更新整備と維持管理体制の強化

持続可能な魅力あるみやざき農業の実現

～第八次宮崎県農業・農村振興長期計画で目指す姿～



農業農村整備事業の更なる取組推進が必要

第三次「みやざきNN推進プラン」

(第八次宮崎県農業・農村振興長期計画上の位置付け)

1 “農の魅力を産み出す” 人材の育成と支援体制の構築

(1) 次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保・育成

- ①新規就農・参入支援によるプレーヤーの確保
- ②多様な研修によるプレーヤーの育成
- ③女性農業者や青年農業者が活躍できる環境づくり
- ④高齢農業者が生きがいを持って元気に活躍できる環境づくり

(2) 産地サポート機能を有する新たな体制の構築

- ①産地サポート機能を発揮する地域調整体制の構築
- ②技術・経営資源の円滑な承継
- ③多様な雇用人材の確保・調整

2 “農の魅力を届ける” みやざきアグリフードチェーンの実現

(1) スマート生産基盤の確立による産地革新

- ①スマート農業の普及・高度化

②効率的な生産基盤の確立

- ③分業による生産体制の構築
- ④安定した生産量の確保
- ⑤産地加工機能の強化
- ⑥産地革新を進める試験研究・普及の強化

重点施策①

スマート農業に対応した水田や畑のほ場整備の加速化

重点施策②

計画的な営農に対応した畑地かんがい施設整備等の推進

(2) 産地と流通の変革を生かした販売力の強化

- ①共創ブランディングの展開
- ②食資源の高付加価値化に向けた取組の強化
- ③世界市場で稼ぐ戦略的輸出体制の整備

(3) 産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革

- ①物流の効率化と供給機能の強化

3 “農の魅力を支える” 力強い農業・農村の実現

(1) 次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくり

- ①地域の多様な人材が協働して稼げる体制の強化

②集落の魅力を発揮し未来につなげる農山村づくり

重点施策③

農村を維持させるための集落機能強化

(2) 持続的で安全・安心な農業・農村づくり

- ①資源循環型産地づくりとエネルギー転換の推進

②災害に強く持続可能な生産基盤の確立

- ③家畜防疫体制の強化
- ④植物防疫体制の強化
- ⑤安心して営農できる農業セーフティネットの強化
- ⑥環境に優しい農業の展開
- ⑦食料・農業・農村に対する県民の理解醸成

重点施策④

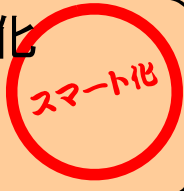
災害に備えた農業用施設等の防災減災対策

農業用施設等の計画的な更新整備と維持管理体制の強化

持続可能な魅力あるみやざき農業の実現

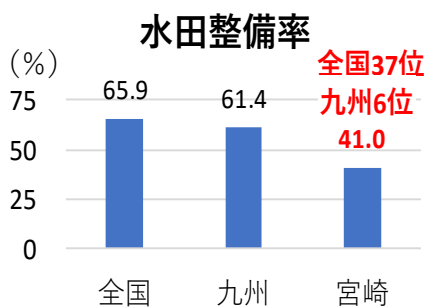
○スマート農業に対応した水田や畑のほ場整備の加速化

- ・自動走行農業機械等を活用し、生産コスト低減を図る大区画のほ場整備を進めます
- ・担い手のニーズに応えるため、スピード感をもって、
区画拡大につながる畦畔除去等の簡易な基盤整備に取り組みます

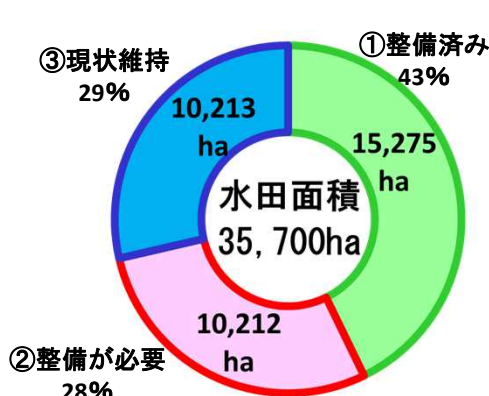


現状

・営農の効率化や省力化に向けたスマート農業の展開や農業経営の規模拡大に必要な大区画の水田整備率が低い



2021(令和2年度) 農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」結果



2018(平成30)年の県独自調査結果から作成



長計実現に向けた課題

- 1 地域の将来の営農ビジョンが具体化・共有されていない
- 2 高齢化の進行が進む中、担い手のニーズに対応した整備が進んでいない
- 3 事業に伴う農家負担が足かせで合意形成が進まない

課題解決に向けた取組

取組1 ほ場整備後の営農ビジョンを明確化

地域の話し合いを通じた将来の営農構想の作成

基盤整備ありきではなく、営農ビジョン実現のための一つ的手段に過ぎないことを認識
様々な話し合い活動の場を活用し、地域が目指す営農ビジョンが具体化されるよう誘導

<地域の話し合いの場>

- ・人・農地プラン（地域計画）策定に向けた話し合い
- ・日本型直払活動に伴う話し合い

<活動経費>

人・農地プランに位置づけられた（位置づけが確実に見込まれる）中心経営体で農地の集積・集約を行おうとする区域を対象に（基盤整備を契機に人・農地プランエリアへの追加を行う場合も含む）話し合い活動経費を支援

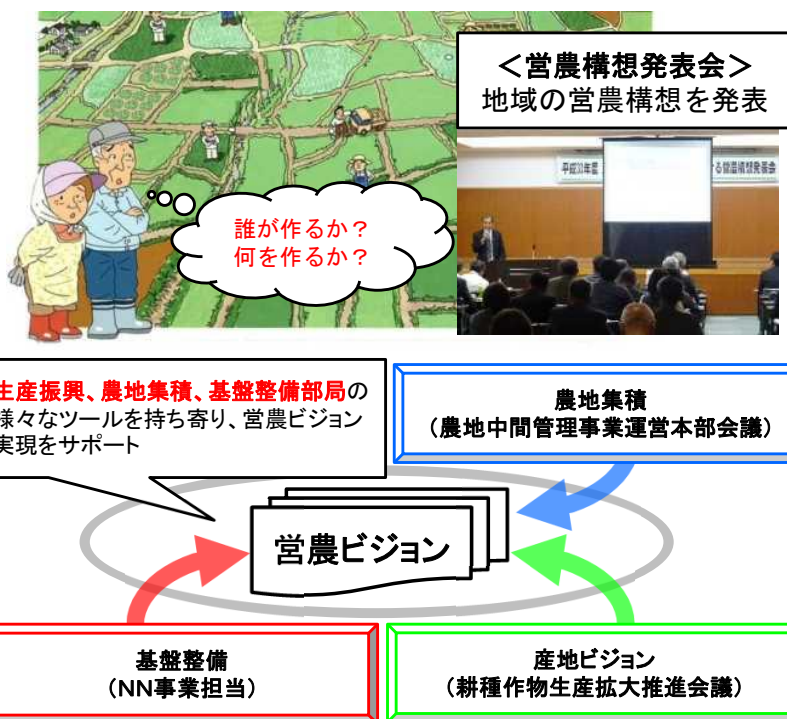
話し合い活動経費を支援

県単事業：農地集約化促進基盤整備事業（定額：上限50万円/地区）

<推進体制>

- ・既存の推進体制をフル活用し、話し合い活動を支援
- ・営農構想発表会を開催し他地区へ波及

地域が真に求める基盤整備を選定

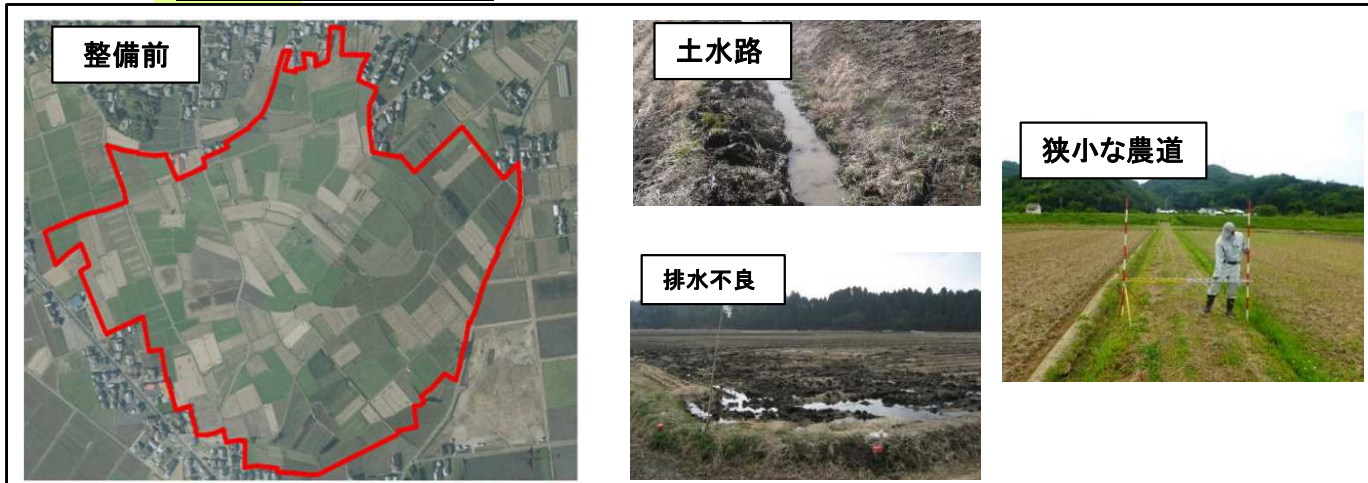


取組2 地域のニーズに応じた効率的かつ機動的な整備手法の検討

合意形成状況、整備要望に応じた活用事業の選定

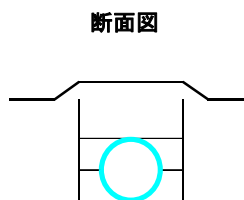
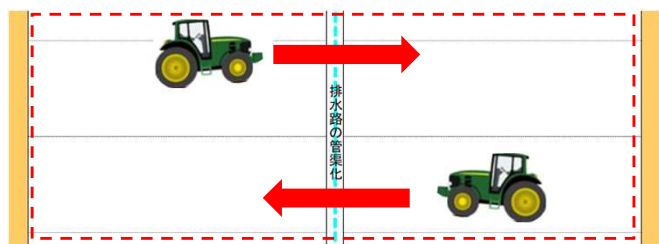
<① 一定地域でフル整備が必要な場合>

- ・用水路、排水路、道路、権利調整（換地）を含め、一体的な整備が必要な場合は、経営体育成基盤整備事業、機構関連事業、畑地帯総合整備事業を活用
- ・一般的に整備エリアが広がるほど、地区内合意形成が難しくなるため、早期の完了を実現するためには適切な規模の地区設定が必要



整備後に増加する施設の管理については、市町村、土地改良区、多面的機能支払組織等も含め十分検討

<スマート化の例：排水路の管渠化>



- ・排水路を管渠化することでほ場間のトラクターの往来が可能
- ・大区画ほ場と同等程度の作業効率化が可能
- ・結果的に草刈り等の維持管理労力も軽減

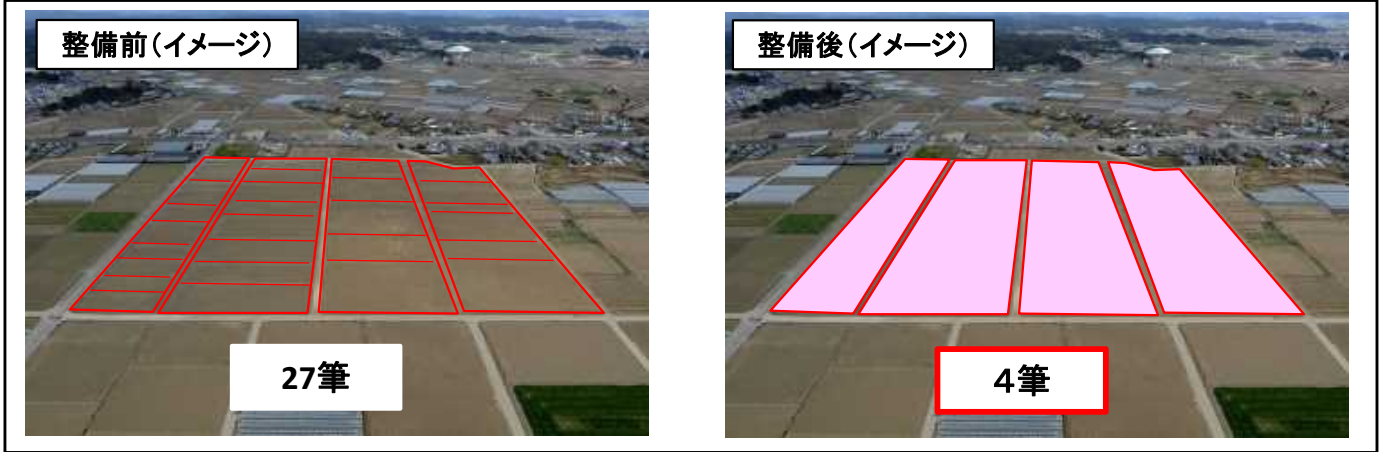
事業名	経営体育成基盤整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業	畑地帯総合整備事業
受益面積	20ha以上 ※中山間地域は10ha以上	10ha以上 ※中山間地域は5ha以上	20ha以上 ※中山間地域は10ha以上
主な要件等	・集積率の一定割合以上の増加 ・集積率に応じて促進費を助成	・農地中間管理権(15年以上)の設定 ・事業後8割以上を担い手に集団化 ・事業後収益性が20%以上向上	・集積率に応じて促進費を助成
国補助率 (中山間)	50% (55%)	62.5%	50% (55%)
県補助率 (国営関連)	27.5% (30%)	27.5%	25.0% (31.7%)、(29.2%)

<令和4年3月時点>

取組2 地域のニーズに応じた効率的かつ機動的な整備手法の検討

<② 簡易な整備で区画拡大が可能な場合>

- 地域の法人や担い手などの区画拡大の要望に早急に対応する場合は、市町村等を中心に農地耕作条件改善事業、県単農地集約化促進基盤整備事業を活用した**畦畔除去等の簡易整備**の実施を検討
(区画整理、畦畔除去以外にも暗渠排水、農道、水路整備等の単独メニュー実施も可能)
- 関係者数が限定されるため、比較的合意形成は容易であるが、整備エリアは限定的



事業名	農地耕作条件改善事業	農地集約化促進基盤整備事業 ※R5まで
事業期間	1～3年(ハード事業)	単年
主な要件等	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理事業の重点実施区域 総事業費200万円以上 農業者数2者以上 ※ 定率助成及び定額助成(工種毎に助成額が設定) ※ 定率助成実施地区における農家負担軽減として、担い手への農地集積率に応じて協力金を交付(令和5年度まで)	<ul style="list-style-type: none"> 農地集積・集約化に向けた事前準備(ソフト事業)を支援(1地区50万円未満) ハード整備は1地区事業費200万円未満(200万円以上でも既に中間管理権設定農地で耕作している農家であれば対象) 人農地プランに位置づけられた中心経営体で集積・集約化を行う農家が対象
国補助率(中山間)	50% ※区画整理の場合(55%)	県単事業
県補助率	15% ※令和5年度からは14%	50% ソフト事業は定額

<令和4年3月時点>

<適切な規模の地区設定例>

営農ビジョンにおける集約計画等を踏まえ、実施可能なエリアの切り出しを検討

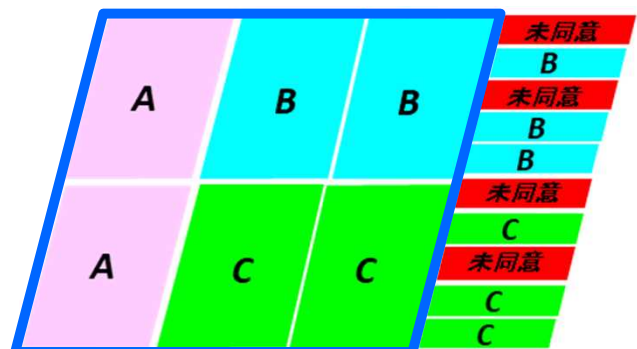
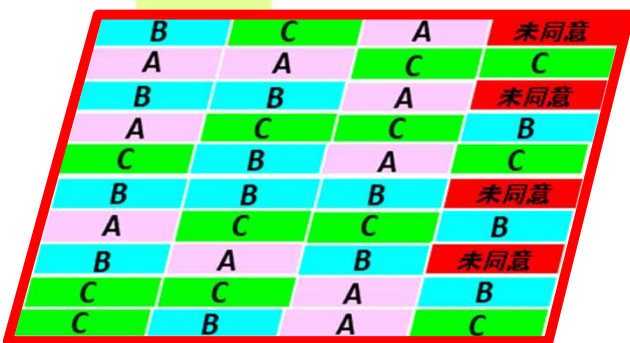
整備要望区域

効率的な集積・集約計画を実現

集積・集約された農地(整備可能区域を切り出し)

合意形成の進まない地域を含めて事業エリアを設定すると事業化までに時間を要する

- 切り出すエリアの活用事業の要件を十分確認
- 整備内容を十分検討(区画の拡大のみを先行など)
- 残区域の整備方針を十分検討
- 残区域の利用権設定を検討(農地シャッフル)



早期の営農ビジョン実現が叶う整備手法を提案

【関連推進】農道整備

①基幹農道整備

集出荷施設とほ場整備団地間を結ぶ農道を整備



整備後 基幹農道

②ほ場内農道整備

面工事や畑かんと併せ、ほ場内道路を整備



ほ場内走行状況



ほ場内農道

取組3 農家負担軽減対策

農地集積・集約化の促進と合わせ、農家負担軽減策を提案・提示

<負担軽減対策>

- ・農家負担が生じない機構関連事業の活用検討
- ・中心経営体への農地集積・集約率に応じて交付される促進費や集約協力金の活用検討
活用には、営農ビジョンにおいて、具体的な集積計画を定めておくことが必要
事業計画作成時には、地元負担も考慮した整備水準の検討が必要

事業名 (ハード事業)	中心経営体農地集積促進事業 (経営体育成基盤整備事業)	農地整備・集約協力金 ※R5まで (農地耕作条件改善事業)																							
主な要件等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区内の農地集積・集約率に応じて促進費を助成 ◆ 更に、中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 目標年度における担い手への農地集積率に応じて交付 ・ 受益者3者以上 ・ 対象農地10ha未満(中山間地域5ha未満) ・ 全ての事業対象農地に農地中間管理権(15年以上)の設定 ・ 目標年度までに担い手に集積・集約 ・ 事業申請日から5年以上農地貸借料を無償又は物納 																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>中心経営体集積率</th> <th>助成割合</th> <th>集約化加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 55%以上 65%未満</td> <td>5.5%</td> <td>+1.0%(計6.5%)</td> </tr> <tr> <td>② 65%以上 75%未満</td> <td>6.5%</td> <td>+2.0%(計8.5%)</td> </tr> <tr> <td>③ 75%以上 85%未満</td> <td>7.5%</td> <td>+3.0%(計10.5%)</td> </tr> <tr> <td>④ 85%以上</td> <td>8.5%</td> <td>+4.0%(計12.5%)</td> </tr> </tbody> </table>	中心経営体集積率	助成割合	集約化加算	① 55%以上 65%未満	5.5%	+1.0%(計6.5%)	② 65%以上 75%未満	6.5%	+2.0%(計8.5%)	③ 75%以上 85%未満	7.5%	+3.0%(計10.5%)	④ 85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標年度における担い手の農地集約率</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 100%</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>② 90%以上</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>③ 80%以上</td> <td>5.0%</td> </tr> </tbody> </table>	目標年度における担い手の農地集約率	交付率	① 100%	12.5%	② 90%以上	8.5%	③ 80%以上	5.0%
	中心経営体集積率	助成割合	集約化加算																						
	① 55%以上 65%未満	5.5%	+1.0%(計6.5%)																						
	② 65%以上 75%未満	6.5%	+2.0%(計8.5%)																						
③ 75%以上 85%未満	7.5%	+3.0%(計10.5%)																							
④ 85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)																							
目標年度における担い手の農地集約率	交付率																								
① 100%	12.5%																								
② 90%以上	8.5%																								
③ 80%以上	5.0%																								
※ 促進費は、総事業費に助成率を乗じた金額を上限とする。																									
国補助率 (中山間)	50% (55%)	定額(整備費に上記交付率を乗じた額)																							
県補助率	30.0%	—																							

<令和4年3月時点>

円滑な事業実施のためには、農家負担軽減対策等の条件を丁寧に説明し、地元の了解を得ておくことが重要

効率的な生産基盤を確立（ほ場整備）

<第八次長計（前期）の目標>

第八次長計における指標	令和元年度（基準年）	令和7年度
水田のほ場整備面積	15,275ha	16,000ha

○計画的な営農に対応した畑地かんがい施設整備等の推進

スマート化

- ・天候に左右されない営農で生産性を高める畑地かんがい施設整備を進めます
- ・適切な管理と省力化につながるICT等を活用したかん水自動化に取り組みます

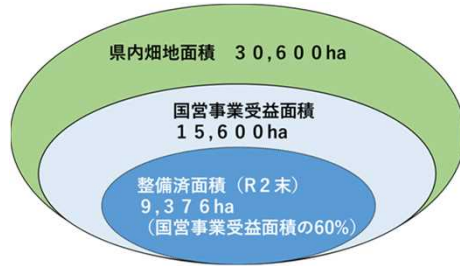
現状

- ・安定的な農業用水の供給のために必要となる畑地かんがい施設整備については、約40%が未整備となっている
- ・これまでに畑地かんがい施設整備が完了している地域においても、水を利用していない畑もあり水利用が低い

国営事業位置



整備状況



長計実現に向けた課題

- 1 天水に頼った営農が定着しており、水利用の効果が浸透していない
- 2 大規模な農業経営体は作付け面積が多く、散水作業に手間がかかり利用に消極的

課題解決に向けた取組

取組1 事業実施中の着実な水利用率向上

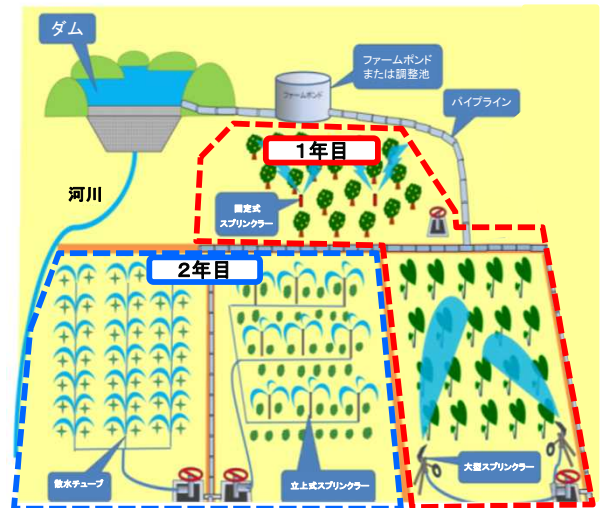
事業完了後の給水栓設置や散水器具導入は、高率補助の事業が活用できないため、コストがかかる **事業実施エリアでの推進強化**

＜畑かん効果のPR強化＞

- ・ひなたマフィン等による畑かん効果のPRを強化
- ・畑かんマイスターと農業経営体の情報交換、ネットワークを構築

＜推進期間を見据えた事業の進め方＞

- ・計画的な整備により水利用の実践及び事業実施エリアでの見せる展示ほを展開
- ・希望者への散水器具の早期導入や給水栓未設置ほ場の関係者を戸別訪問



パイプライン等の施設整備と併せて散水器具導入するイメージ図



事業実施中に、希望する農業経営体へ確実に散水器具を導入

取組2 畑かん散水施設の省力化による普及・拡大

作付面積の増加に伴い、散水器具の設置・撤去はもとより、給水栓の開閉にも多大な労力を要する

①スマート農業技術等の活用による水管理の徹底した省力化・効率化

<スマート農業の普及・高度化>

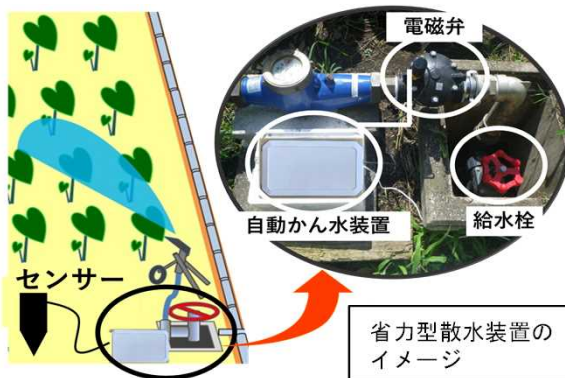
- ・かん水の自動化などのスマート農業技術の活用による水管理の省力化

<効率的な生産基盤の確立>

- ・適切な管理と省力化につながるスマート農業に対応した農地の大区画化や畑かん施設、農道等の基盤整備を推進
- ・畑かん整備を進めるとともに、散水手間を軽減する散水チューブ動力巻取機等を普及

<畑かん活用を進める試験研究・普及の強化>

- ・試験場との更なる連携により、畑かん活用の省力化及び水管理の精密化を実現するためのスマート農業技術を確立



かん水に費やす労力の軽減により、農業経営体の更なる経営の効率化・規模拡大

②大規模農業経営体の積極的な畑かん水活用の支援

<畑かんを活用する農業経営体の育成>

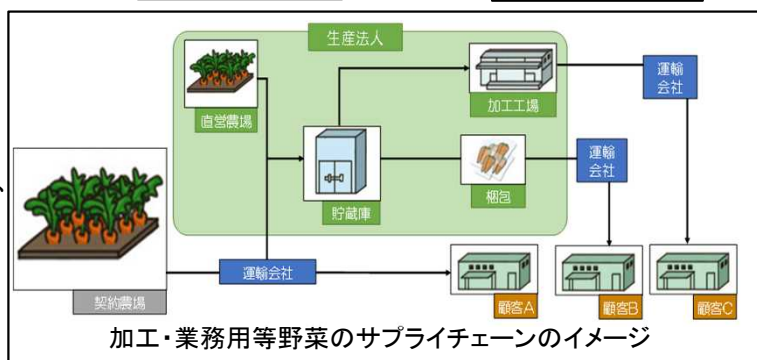
- ・畑かんを活用して地域を牽引する農業経営体を早期育成
- ・畑かんを活用した計画的な営農の実践により、土地利用型農業の主要な担い手となる大規模農業経営体の更なる規模拡大及び生産性を向上



⇒ 新たな畑かんマイスターの育成

<安定した生産量の確保>

- ・加工・業務用野菜等のニーズに応えるため、栽培環境データに基づいた畑かんの活用により、出荷量や時期に責任を持てる産地体制を確立



積極的な畑かん水活用による畑作産地振興

効率的な生産基盤を確立(畑地かんがい施設)

<第八次長計(前期)の目標>

第八次長計における指標	令和元年度(基準年)	令和7年度
畑地かんがい施設整備面積	10,537ha	12,200ha

○農村を維持させるための集落機能強化

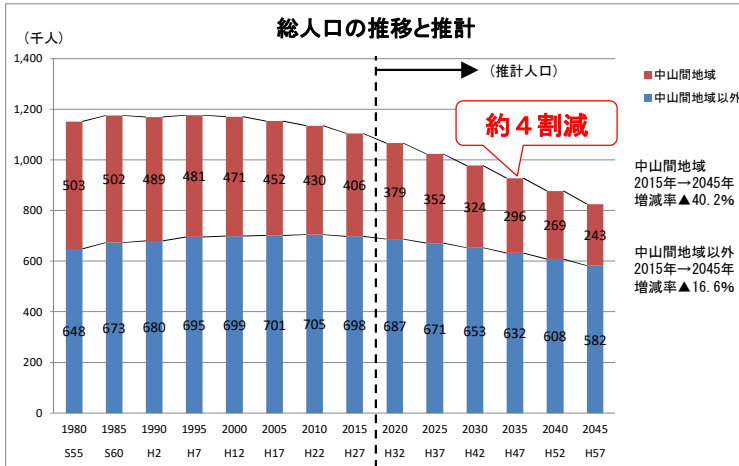
日本型直接支払制度等を活用し、地域の保全活動と鳥獣被害対策を推進するとともに、活動を安定して継続するため、広域化等により組織体制を強化します

スマート化

新施策

現状

・中山間地域では、他地域に比べ人口減少が顕著であり、農地や農業用施設の維持管理のみならず、農村コミュニティの維持が困難になりつつある



資料：2015(平成27)年までは総務省統計局「国勢調査結果」、2020(平成32)年以降は県独自集計



水路トンネル被災状況



用水路被災状況



農道被災状況



耕作放棄地

長計実現に向けた課題

- 1 過疎化・高齢化に伴う施設維持管理負担が大きい
- 2 定住条件（インフラ、ライフライン等）の格差による過疎化が進行

課題解決に向けた取組

取組 1 施設維持管理負担に対する取組の強化

人材確保に向けた維持管理体制の強化

<活用事業>

- ・多面的機能支払交付金制度
- ・中山間地域等直接支払交付金制度
- ・土地改良区体制強化事業

<活動組織>

- ・土地改良区の統合整備による体制強化
- ・農業者以外の地域住民と連携し、集落機能を強化
- ・隣接する組織で集落協定を締結し、集落協定を広域化



水路の維持管理



鳥獣被害対策

特定の農業者に掛かっている負担を軽減

多面的機能支払交付金 ※1

地目	農地維持支払	資源向上支払 (共同)	資源向上支払 (長寿命化)
田	3,000円/10a	2,400円/10a	4,400円/10a
畑	2,000円/10a	1,440円/10a	2,000円/10a
草地	250円/10a	240円/10a	400円/10a

広域活動組織の面積規模に応じた交付額	3集落または50ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	16万円/年・組織

中山間地域等直接支払交付金 ※2

地目	区分	交付単価
田	急傾斜(1/20~)	21,000円/10a
	緩傾斜(1/100~)	8,000円/10a
畑	急傾斜(15度~)	11,500円/10a
	緩傾斜(8度~)	3,500円/10a

土地改良区体制強化事業 ※3

区分	事業費	内容
I型(3,000ha以上)	2,560千円(上限)	合併協議会、計画樹立費
II型(1,000ha以上)	1,204千円(上限)	合併協議会、計画樹立費
III型(300ha以上)	500千円(上限)	合併協議会、計画樹立費

※1、※2、※3は、令和4年3月時点の単価

取組2 定住条件に必要なインフラ、ライフラインの整備

所得を得るための営農条件だけでなく、定住条件の一体的な改善を検討

地域が目指す将来像実現のために必要となる農業生産、生活環境両基盤の整備を推進

<農業生産基盤の整備>

農業用排水路整備や農地の区画整理、スマート技術による水管理など、省力化・効率化による所得向上に向けた取組

<生活環境基盤の整備>

生活環境、ライフライン、農業の高付加価値化の整備など定住条件改善に向けた取組



土地集約型農業の展開



ほおずき



ほうれんそう



整備前



整備後

<農業生産基盤>

用水路

排水路



整備前



整備後

<生活環境基盤>

営農飲雑用水施設



整備前



整備後

<活用事業>

中山間地域総合整備事業による農業生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備を実施。老朽化した用水路（水路トンネル）については、ため池等整備事業（土砂崩壊）を活用

事業名	中山間地域総合整備事業	ため池等整備事業(土砂崩壊)
受益面積	10ha以上	5ha以上
主な要件等	・林野率が50%以上かつ 1/100以上の農用地面積が50%を占める	・自然的要因等により早急に整備を必要とする施設 ・土砂の崩壊を防止する施設
国補助率	55.0%	55.0%
県補助率	32.0%	40.0%

上記は県営事業の場合

<令和4年3月時点>

営農・定住条件の格差解消により人口流出を抑制し、農村集落を維持・活性化

集落の魅力を発揮し未来につなげる農山村づくり

<第八次長計（前期）の目標>

第八次長計における指標	令和元年度（基準年）	令和7年度
多面的機能支払制度の取組面積	25,449ha	27,700ha
中山間地域等直接支払制度の広域化	5協定	15協定

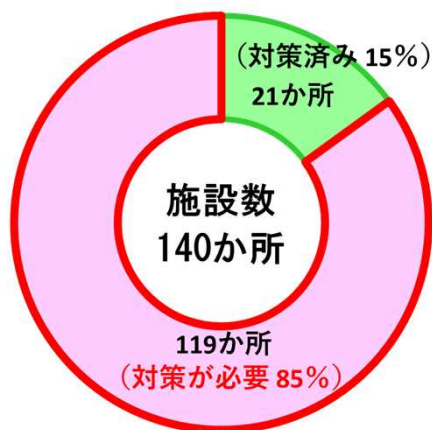
○農業水利施設等の計画的な更新整備と維持管理体制の強化
○災害に備えた農業用施設等の防災減災対策

- ・機能診断・機能保全計画に基づく農業用施設の補修や更新整備を計画的に進めます
- ・定期的な点検結果等のデータベース化・情報共有により維持管理体制を強化します
- ・農業水利施設のICT化など維持管理の省力化を進めます
- ・防災重点農業用ため池の補強対策工事を計画的に進めるとともに、水位計等の管理施設の設置や現地パトロール等の管理保全体制を強化します

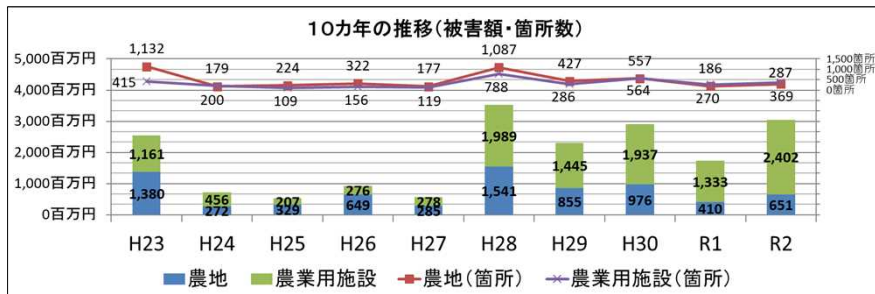
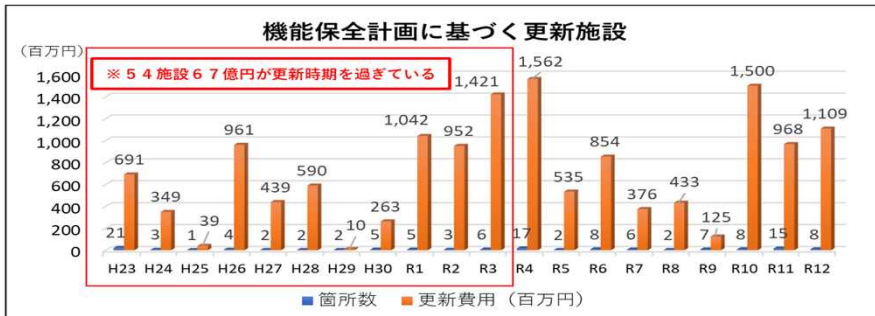
新施策

現状

・経年劣化による農業用施設の老朽化が進行しているとともに台風や集中豪雨等による甚大な被害が発生



機能が低下した際に影響が大きい農業水利施設



長計実現に向けた課題

- 1 更新時期を迎える施設数が増加
- 2 災害を背景とした防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策への対応

課題解決に向けた取組

取組1 計画的な更新整備

機能保全計画の策定及び長寿命化対策の実施

<施設管理者への啓発>

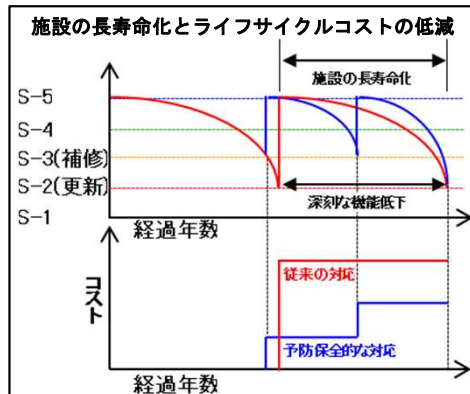
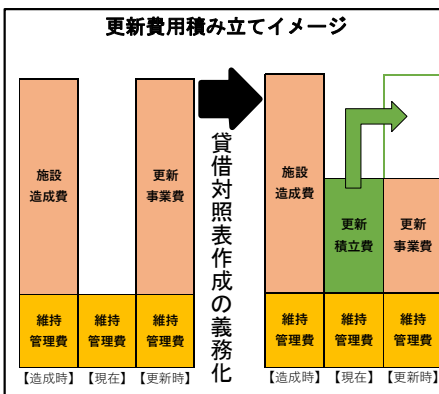
農業水利施設の適切な維持管理や長寿命化対策の必要性、更新整備に必要な費用積立を周知

<機能保全計画の策定>

機能保全計画の計画的な策定と策定済みの施設についても経過年数に応じて見直しを実施し、宮崎農業水利施設ストックマネージャーシステムを活用し情報を共有

<計画的な更新整備の実施>

基幹水利施設ストックマネジメント事業や湛水防除事業等を活用し、ICT化を踏まえた更新整備を実施



事業名	基幹水利施設ストックマネジメント事業	湛水防除事業
受益面積	-	30ha以上
主な要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・県営造成施設であり県の実施方針に位置づけられた施設 ・機能保全計画が策定されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費5千万円以上 ・立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域等
国補助率(中山間)	50.0% (55%)	50.0% (55%)
県補助率	25.0%	36.5%

上記は県営事業の場合

<令和4年3月時点>

施設機能を安定的に発揮

取組2 農業用ため池の防災対策

計画的な防災重点農業用ため池の対策工事の実施

<防災工事等推進計画>

防災工事等推進計画に基づき、事業実施継続地区及び新規事業計画地区を計画的に推進するために、調査や事業計画の事業主体となる市町村と連携し進行管理を徹底

防災工事等推進計画の概要

宮崎の農業用ため池						
657か所						
防災重点農業用ため池以外 233か所	防災重点農業用ため池					
	424か所					
	劣化状況評価					
	R3～R7 383か所					
	地震豪雨耐性評価					
廃止工事 15か所	評価済 26か所	R13以降 201か所		R8～R12 82か所		R3～R7 100か所
		対策工事				
R8～R12 9か所	R3～R7 6か所	整備済 142か所		R13以降 144か所	R8～R12 82か所	R3～R7 41か所

<令和4年3月時点>

<活用事業>

ため池等整備事業を活用

事業名	ため池等整備事業	
	県営	団体営
受益面積	2ha以上	
主な要件等	・総事業費800万円以上	・総事業費800万円以上
国補助率 (中山間)	50.0% (55%)	50.0% (55%)
県補助率 (R5新規地区～)	35.0%	33.0% (18%)

<令和4年3月時点>

防災重点農業用ため池



整備前



整備後

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

【地縁団体(自治会、町内会など)が所有する不動産】



【認可地縁団体】

登記名義人: ○山○夫、×川×彦…

相続人の所在がわからない等により…

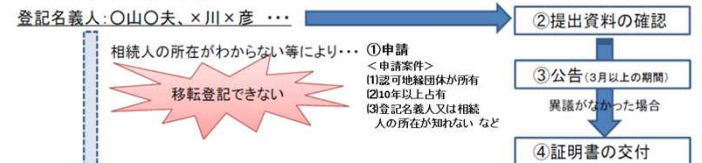
①申請
<申請案件>
1)認可地縁団体が所有
2)10年以上占有
3)登記名義人又は相続人の所在がわからないなど

移転登記できない

登記名義人: △△自治会

移転登記可能に

【市町村】



<円滑な対策実施に向けた留意事項>

- ・ため池底地の権利調整(個人名義の解消)を「認可地縁団体の特例制度」等を活用し、採択申請までに完了
- ・採択後に円滑に対策工事を実施するために、仮設道路や堤体の盛土材など、事業計画時点で想定できる費用は計画事業費に適切に計上

地震・豪雨対策の実施により安全・安心な地域づくりを実現

災害に強く持続可能な生産基盤の確立

<第八次長計(前期)の目標>

第八次長計における指標	令和元年度(基準年)	令和7年度
防災重点農業用ため池の補強対策工事	142か所	183か所
農業用水利施設の長寿命化対策	16か所	38か所

「ひなたみやぎきの農業農村写真コンクール」

農村の生活・習慣や農業農村整備事業を県民に広く紹介すること及び若手職員の技術力向上を目的に、農村における伝統文化・地域のユニークな活動並びに農業農村整備事業に関する写真コンクールを試行として実施。※現在の対象者は、県の農業土木関係職員。

令和2年度優秀作品



<写真タイトル>
ため池整備事業における環境配慮(オニバス)



<写真タイトル>
茶園の散水状況



<写真タイトル>
山腹水路には欠かせない日々の維持管理

農業者、漁業者、県民の皆様の「知りたい！ 伝えたい！ 相談したい！」にお応えします！



宮崎県農業・水産業ナビ

ひなたMAFiN

Miyazaki Agriculture and Fisheries Navigation

マフィン

農業・水産業に関する

- 多様な情報をホームページで分かりやすく提供！
- タイムリーな情報をSNSなどを活用して発信！
- 皆様の思いや意見を集約！

ひなたMAFiN

検索



メルマガ登録はこちら